

# From Yamanashi

JR 東日本輸送サービス労働組合  
JTSU-E Yamanashi



輸送サービス労組 山梨支部 情報誌



Twitter 開設中！

@jtsue\_yamanashi

2021.11.12 No.24

## 追加要求を申し入れて、2021 年度年末手当については

基準内賃金の（エルダー社員は基本賃金の）

# 2.0 ヶ月分

# で本日妥結！

支給日（予定）令和 3 年（2021 年）12 月 3 日（金）

以下、追加要求申し入れ（11 月 12 日 JTSU-E 申 19 号）

心の豊かさや明日への活力が実感でき、安全な輸送サービスを実現する申し入れ

### 申し入れ事項

#### （コロナ特別一時金の支給について）

- ・コロナ禍において不安を抱き危険と隣り合わせで業務に従事した全ての社員に一律 **10 万円**を支給すること。

#### （住宅ローン・賃貸住宅特別支援一時金の支給について）

- ・社員名義の住宅を所有する者で、2021 年 11 月 1 日現在で住宅ローンの返済をおこなっている社員に対し、一律 **15 万円**を支給すること。
- ・2020 年 5 月 1 日以降、社員が賃貸借契約を締結し、賃貸住宅に居住する社員に対し、以下のとおり支給すること。  
(1) 居住年数 1 年以上の社員・ **10 万円**、(2) 居住年数 1 年未満の社員・ **5 万円**
- ・2022 年 4 月 1 日以降に社宅に居住する社員が社宅居住期間制限（15 年）を迎える場合、当面の取扱いとして以下のとおり退去期限を延長すること。  
(1) 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日までに社宅居住期間制限に伴う退去期限を迎える社員は、退去期限を **2025 年 3 月 31 日まで延長**すること。  
(2) 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までに社宅居住期間制限に伴う退去期限を迎える社員は、退去期限を **2025 年 3 月 31 日まで延長**すること。

#### （奨学・育児特別支援一時金の支給について）

- ・学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、高等専門学校（3 年次までに限る）、専修学校（高等課程の年次までに限る）及び特別支援学校に在学する子を養育する社員に対し、子一人につき **5 万円**を支給すること。
- ・学校教育法に規定する大学、高等専門学校（4 年次以降）、専修学校（高等課程の 4 年次以降、専門課程及び一般課程）及び各種学校（専修年限 1 年次以上に限る）に在学する子を養育する社員に対し、子一人につき **10 万円**を支給すること。
- ・上記以外の 18 歳未満の子を養育する社員に対し、子一人につき **3 万円**を支給すること。
- ・奨学金の受給によって学校を卒業し、自らが奨学金を返済している社員に対し、一律 **3 万円**を支給すること。

- ・この要求に対する回答については、**2021 年 11 月 30 日まで**に行うこと。また支払指定日は別途協議の上行うこと。



## もう賃金の減額は限界だ！



## 賃金減額は私たちの生活まで脅かされている！